税理士連絡協議会

令和５年 12 月８日（金）
午後４時 10 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）「税理士等事務員名簿」及び「税理士等関与先名簿」の提出依頼について
発送予定日：令和５年 12 月 15 日(金)　【総務】
提出期限　：令和６年　１月 31 日(水)

（２）国家公務員の倫理保持について【総務】
別添資料参照

（３）令和５年分確定申告会場の日程について【個人】
別添資料参照

（４）源泉担当部門からのお願い事項について【法人】
別添資料参照

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ
～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

金銭や物品の贈与

- たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

酒食等のもてなし（接待）

- 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK
- 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK
- 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

金銭の貸付け

- 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

未公開株式の譲渡

- 有償であっても無償であっても違反

無償での物品や不動産の貸付け

- 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！

あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか?

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

利害関係者です!

表面の禁止行為に要注意!!

該当しない場合

あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会　検索

公務員倫理ホットライン　(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール　rinrimail@jinji.go.jp

※　郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB　公務員倫理ホットライン　検索

※　相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局　(http://www.jinji.go.jp/rinri/)

令和2年11月

令和5年分確定申告会場別日程表

| 相談内容 | 会場名称 | 1月 | | |

小牧税務署（源泉担当部門）からのお願い事項

１　期限内納付の指導と納付遅延者に対する早期納付の指導について

関与先に対して、源泉徴収した所得税の期限内納付を指導していただくほか、仮に納付していない事実を把握された場合には、早期納付の指導をお願いいたします。

なお、早期納付が困難であると認められる関与先につきましては、所轄税務署の源泉所得税担当部門に納付相談するよう併せて指導をお願いいたします。

２　提出書類の確実な記載等について

税務署に提出していただく次の書類については、源泉所得税額等の把握・確認を行う上でも有用な書類となりますので、確実な記載及び提出をお願いします。

（１）勘定科目内訳明細書のうち「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」（法人税確定申告書に添付）

（２）給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（令和６年１月31日提出期限）

（３）所得税の青色申告決算書及び収支内訳書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書に添付）

なお、「⑩仮受金（前受金・預り金）の内訳書」の「源泉所得税預り金の内訳」につきましては、月別に記載をお願いします。